



救急出動件数

96 件

火災出動件数

3 件

119

(令和 3 年 1 月～6 月末)

くらしの伝言板

人の動き → 4,769 人 (－6)

男 2,291 人 (－4) / 女 2,478 人 (－2)

世帯数 2,094 世帯 (± 0)

6 月末現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

消防署訓子府支署

☎ 47-2419

救急講習会の開催（普通救命講習Ⅰ）

9 月 5 日～11 日までの 1 週間は「救急医療週間」です。毎年この期間中、救急講習会を開いています。この機会に、家庭や職場でできる応急手当を覚えませんか。

※9 月 9 日は「救急の日」です。

- と き 9 月 6 日(月) 18 時～21 時
- ところ 消防署訓子府支署（元町 10 番地）
- 定 員 10 人
- ※定員に達した場合は、申し込みを締め切ります。

- 受講料 無 料
- 持ち物 動きやすい服装、汗拭きタオル、マスク、飲み物
- 申込み 8 月 23 日(月)までに消防署訓子府支署へ
- その他

- 講習修了者には修了証をお渡しします
- 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い
 - ・講習会開催日の 2 週間以内に、3 密となる場所への移動や感染者との接触がある場合、発熱・呼吸器症状などがある方は受講

- をお控えいただきます
- ・受講者にはあらかじめ、2 週間分の健康観察シートを郵送しますので、記入の上、受講当日に提出をお願いします
- ・受講者は当日マスクの着用をお願いします
- ・感染症の拡大状況によっては中止となる場合もございますのでご了承ください。その際は、受講者へ改めてご連絡します

応急手当普及員講習受講者募集

北見市・置戸町・訓子府町で「応急手当講習を指導することができる資格」を取得できます。

- と き 9 月 5 日(日)・11 日(土)・12 日(日) 9 時～18 時
- ところ 北見地区消防組合消防本部（北見市寿町 2 丁目 1 番 28 号）
- 対象者 上記日程を全日程参加できる方
- ※学校教育機関勤務の方、介護福祉施設勤務の方を優先させていただきます。
- 定 員 15 人（後日、決定）
- 受講料 無 料
- ※テキスト購入費用が別途必要となります。
- 申込期間 8 月 2 日(月)～17 日(火)
- 申込み 北見地区消防組合救急ワークステーション（☎ 33-3733）

町民課

☎ 47-2203

税の関係 ☎ 47-2193

役場 1 階
窓口 1 番

固定資産税・国保税の納期限は 8 月 31 日

固定資産税第 2 期分と国保税第 3 期分の納期限は、8 月 31 日(火)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

個人事業税の第 1 期納期限は 8 月 31 日

個人事業税は、道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

- 第 1 種事業（5％）
物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など
 - 第 2 種事業（4％）
畜産業、水産業など
 - 第 3 種事業
 - 医療、理・美容業、クリーニング業など（5％）
 - あんま・はり・きゅう業など（3％）
- 北見道税事務所から送付する納税通知書で、第 1 期（8 月 31 日期限）と第 2 期（11 月 30 日期限）の 2 回に分けて納めていただきます。それぞれの納期限までに納税してください。
- 年税額が 1 万円以下の場合は、第 1 期に全額を納めていただきます。
- 納税通知書は、第 1 期分と第 2 期分を一緒に送付しますので、第 2 期分の納税通知書を

なくさないようにご注意ください。

■問合せ オホーツク総合振興局北見道税事務所（☎ 25-8681＝課税 ☎ 25-8686＝納税）

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に關係するものに限り）も納付することができます。

- と き 8 月 11 日(水)・9 月 8 日(水) 17 時 30 分～20 時
- ところ 町民課窓口

墓参の供物などは持ち帰りましょう

お墓参りの供物（花を含む）やごみなどは、必ず持ち帰りましょう。

特に供物は、カラスやキツネが散らかしますので、必ず持ち帰ってください。

また、家庭で使った「盆ちょうちん」「お霊供膳」などの仏具は、墓地に捨てないでください。

- 仏具類の処分方法
 - ①「分別収集のてびき」を見て分別する。不明な点は、役場にお問い合わせください
 - ②処理業者（お焚き上げ）に処分（有料）を依頼する
 - ③仏具類の買い替えのとき、販売店に引き取りを相談する
 - ④寺院などに相談する
- 問合せ 町民課町民生活係

災害で被災した皆様に支援をお願いします

◇令和 2 年 7 月豪雨災害義援金

1 万円

（令和 4 年 3 月 31 日まで）

◇平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

8 万 2,200 円

（令和 4 年 6 月 30 日まで）

町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。

※金額は、令和 3 年 6 月末現在の義援金額です。

新たに義援金をお受けしています

令和 3 年 7 月豪雨災害義援金 令和 3 年 9 月 30 日まで受け付け

■問合せ 町社会福祉協議会（☎ 47-3536 総合福祉センター内）



8・9 月は北方領土返還強調月間です